

特定非営利活動法人日本知的財産翻訳協会

知財翻訳検定規則

この規則は、特定非営利活動法人日本知的財産翻訳協会（以下、「本協会」という。）定款（以下、「定款」という。）第5条第3号の定めに基づく知財翻訳能力に関する検定（以下、「知財翻訳検定」という。）試験及び合格者の認定を行うために必要な事項について定める。

第1章 検定委員会

（検定委員会・任務及び委員）

- 第1条 本協会に知財翻訳検定委員会（以下、「検定委員会」という。）を置く。
2. 検定委員会は、本協会の理事会（以下「理事会」という。）の委嘱を受けてこの規則に定めるところに従い、知財翻訳検定試験の実施及び合格者の検定に関わる一切を行う。
 3. 検定委員会の委員（以下、「検定委員」という。）は、理事会の議決を経て本協会の理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する。

（構成等）

- 第2条 検定委員は、知的財産関係団体、翻訳会社、翻訳教育会社及び一般企業等からの推薦者、並びに学識経験者をもって構成する。
2. 検定委員の数は、5名以上15名以内とする。
 3. 検定委員会に委員長1名、副委員長2名を置く。
 4. 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
 5. 委員長は、検定委員会を代表し、その業務を総理する。
 6. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

（任期等）

- 第3条 検定委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠のため、又は増員により就任した検定委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

第2章 試験部会

（任務等）

- 第4条 検定委員会に試験部会を置く。
2. 試験部会は、検定委員会の命を受けて試験問題の作成、並びに試験の採点及び評価を行う。
 3. 試験部会の委員（以下、「試験委員」という。）は、検定委員会の議決を経て理事長

が委嘱する。

(構成等)

第5条 試験委員は、企業知財担当者、弁理士、学識経験者、米国特許弁護士及び知財翻訳者等をもって構成する。

2. 試験委員の数は、検定委員会で定める。
3. 試験部に部会長1名、副部会長2名を置く。
4. 部会長及び副部会長は、試験委員の互選とする。
5. 部会長は、試験部会を代表し、その業務を総理する。
6. 副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
7. 検定委員は、試験委員を兼ねることができる。

(任期等)

第6条 試験委員の任期は、委嘱の日から当該年度の試験終了までとする。ただし、再任を妨げない。

第3章 事務局

(事務局等)

第7条 検定委員会の事務局は、本協会の事務局がこれに当たる。

2. 事務局に試験に関するウェブサイトを設ける。

(情報管理)

第8条 事務局は、試験及び受験者に関する情報を最善の注意を持って管理しなければならない。

(運営費用等)

第9条 試験に係る運営費用は、定款第39条に定める資産をもってこれに充てる。

2. 前項の試験に係る資産については、事務局がこれを管理する。
3. 事務局は、検定委員会の求めに応じて資産状況を検定委員会に報告する。

第4章 試験実施要領

(試験)

第10条 試験は、当面、和文英訳を対象語種とする。ただし、環境が整い次第、他の語種も対象語種とする。

2. 試験は、知財法務及び実務に関わる基本的な翻訳能力を問う共通問題、並びに技術分野別の翻訳能力を問う選択問題から構成する。
3. 前項の技術分野の定義は、検定委員会が別に定める。
4. 試験は、前項の検定委員会が定めた技術分野別を実施する。

(採点及び検定)

第11条 試験の採点は、検定委員会が別に定める採点基準に従い、減点方式により行う。

2. 採点は、前条第2項の共通問題及び選択問題共に同一の出題について行うものとする。

3. 試験結果の認定は、前項の採点結果に基づき3等級制として行う。なお、各級の認定は以下の各号による。

- (1) 1級・・・優れているもの。
- (2) 2級・・・概ね優れているが更に研鑽が必要なもの
- (3) 3級・・・基礎はできているが学習が必要なもの
- (4) 級外・・・前各号に該当しないもの。

(試験方法)

第12条 試験の出題及び回答提出は、インターネットを介し電子データに基づき行う。

2. 前条第3項第1号の該当者については、面接試験を実施する。

(実施時期)

第13条 試験は、毎年1回以上、検定委員会が定めた時期に実施する。

(受験資格)

第14条 試験は、インターネット及びMSワードの取り扱いができる者であれば、外国在住者も含め誰でも受験できる。

(受験案内及び受験申込)

第15条 受験案内は、原則として試験実施の3月前に一般の日刊紙、知財関係雑誌及び翻訳業界誌等、並びに第7条第2項に定めるウェブサイトを通じて行う。

2. 受験申込は、インターネット経由で行う。

(受験料)

第16条 試験の受験料は、一回15,000円とする。

2. 納付された受験料は、本協会の責に帰する場合を除いて、返還しない。

(認定等)

第17条 第11条第3項第1号に定める該当者には、認定証を交付する。

2. 前項の認定証には、受験番号、被認定者の住所、氏名及び生年月日、被認定者が選択した第10条第3項に定める技術分野、第11条第3項に規定する事項に該当する旨の記述、検定年月日、理事長及び検定委員長の氏名を記載し、理事長及び検定委員長の職印を押印する。

3. 第1項の認定証の交付は、郵送により行う。

4. 第11条第3項第1号に定める事項の該当者の試験解答については、本人の了解を得た上で、第7条第2項に定めるウェブサイト等を通じて公表する。

5. 第11条第3項第2号ないし第4号に定める該当者については、今後の学習に役立つ

- つような適切な所見を付記し、郵送により本人に通知する。
- 6．前項の通知は、第2項の定めに基づいて作成し、検定委員長名で行う。

第5章 その他

(報酬等)

- 第18条 検定委員及び試験委員は、報酬を受けることができる。
- 2．前項の報酬の額は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(秘密の保持)

- 第19条 理事、監事、検定委員及び試験委員、並びに事務局の職員は、試験に関し、受験者情報を含め、職務上知得した秘密事項を第三者に漏らしてはならない。
- 2．前項に違反した者は、損害賠償の責を負うものとする。

(細則)

- 第20条 この規則の施行について必要な細則は、検定委員会でこれを別に定める。

(規則の改廃)

- 第21条 この規則は、理事会の議決を経て、変更又は廃止することができる。

附則

- 1．この規則は、定款の施行の日から施行する。
- 2．この規則施行当初の検定委員の任期は、第3条第1項の規定に関わらず、2005(平成17)年6月30日までとする。